

行橋市長井浜公園飲食等事業者プロポーザルにおける質問及び回答

平成30年1月16日

事務局 都市政策課市街地整備係

質問番号	質問内容	回答
1	トイレは飲食店に設置せずに、クラブハウスのものを使用してもよいか	飲食店・軽飲食店におけるトイレの設置は必須ではありません。
2	公園の整備スケジュールは	クラブハウスは平成30年春に完成予定です。その他の公園整備は、平成30年4月以降、飲食施設・軽飲食施設と同時期に、工事にとりかかる予定です。
3	募集要項「P.2 2. 募集の概要」について、軽飲食店スペースについて、軽飲食店舗を建設するのではなく、カキ小屋などの仮設テントなどの設置を提案してもよいか	軽飲食店の応募が無く、軽飲食スペースの利用が未定の場合、仮設テントの設置等によるスペースの利用の可否について検討します。
4	募集要項「P.3 4. 募集施設の概要、条件 駐車場台数」について、長井浜などでのイベント時に、長井浜公園の駐車場をイベント来場者用に使用すると思うが、飲食店利用者のためにも何台か駐車場は確保してもらえるのか	イベント時の飲食店・軽飲食店利用者用の駐車台数の確保については、イベント主催者と協議の上、配慮します。
5	募集要項「P.6 6. 事業者の経費負担（6）事業期間終了時の原状回復費用」について、飲食店の営業を開始し、見込以上に客が来なかった場合、1年で撤退したとしても飲食スペースの原状回復は必要か	基本的に原状回復を必須としていますが、募集要項「6. 事業者の経費負担（6）事業期間終了時の原状回復費用」に記載のとおり、原状回復の要否については市と協議し、市が原状回復を必要としないと認めた場合は、この限りではありません。